



I 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

わたしたちにとって、「食」は生涯を通じて健康で生き生きと暮らすために欠かすことの出来ない大切なものです。

しかし、現在、食をめぐる現状として、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加などの課題があります。

そこで、国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成17年7月「食育基本法」を施行しました。

次いで、平成18年3月には、食育基本法に基づき「食育推進基本計画」が策定されました。この計画には、食育推進に関する施策の基本的な方針や目標などが盛り込まれています。

一方、南国市では他市町村に先駆け、健康で文化的な市民生活と豊かで活力ある地域社会を目指し、平成17年9月に「食育のまちづくり宣言」を行い、さらに市民と行政が一体となって食育のまちづくりを推進してきました。

このたび、宣言に掲げた地域社会を実現していくために、「南国市食育推進計画」を策定しました。

食育とは

食育は、生きる基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものです。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。

(2) 計画の目的と期間

南国市食育推進計画は、食育の重要性を市民一人ひとりが認識し、地域社会が一体となって食育のまちづくりに取り組むことで、健康で豊かな社会の実現と活力ある南国市を目指すことを目的としています。

この計画は、平成19年度から平成23年度までの5年間で、市民一人ひとりが「目指す食育を推進するまちの姿」を目標に掲げて食育を推進していくためのものです。平成19年度以降、「目指す食育を推進するまちの姿」を実現していくために、必要な取り組み（行動計画）を順次策定し実践していきます。

なお、随時、計画の進行状況を確認し、地域の実情に応じて食育推進の主役である市民と共に見直しを行っていきます。